

12月3日～9日は障がい者週間です！

「障がい者週間」とは、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法により定められた週間です。

事業主のみなさまへ

障がい者の法定雇用率が平成30年4月1日から引き上げられ、対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がりました。令和3年4月まで*には、更に0.1%引き上げとなり、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。その際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。障がい者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。まずは下記までお問い合わせください。

*具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

- お問い合わせ先 西ノ島町役場 健康福祉課 福祉係 TEL:08514-6-0104
ハローワーク隠岐の島 TEL:08512-2-0161
隠岐障がい者就業・生活支援センター太陽 TEL:08512-2-5699

障がいのある方へ 各種割引免除等について

★NHK受信料の免除制度について

全額免除	半額免除
世帯の中に障がい者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方がいて、 世帯全員の市町村民税が非課税 の場合 ※申請月により課税の確認年度が異なります。 (1～5月は前年度、6～12月は当該年度の課税で判断)	世帯主が次のいずれかに該当する場合 ○ 視覚または聴覚障がい者 ○ 身体障害者手帳が1級または2級 ○ 療育手帳がA判定 ○ 精神保健福祉手帳が1級

- 申請時に必要なもの ○ 印鑑 ○ 障がい者手帳

■留意事項

免除基準に該当する事由が消滅したときは、免除非該当となり、再度該当したら再申請が必要です。世帯の変更（課税所得者の転入、手帳所持者の死亡、転居等）があった際には必ずNHK（下記お問い合わせ先）にご連絡ください。

- 申請先 西ノ島町役場 健康福祉課 福祉係 TEL:08514-6-0104

- お問い合わせ先 NHK 松江放送局 TEL:0852-32-0700 フリーダイヤル:0120-151515

★隠岐汽船の割引について

障がい者手帳をお持ちの場合には、切符を購入する際に、隠岐汽船航路運賃助成対象者証明書と併せて障がい者手帳を窓口に提示されると、島民割引と障がい者割引が併せて適用されます。

- お問い合わせ先 隠岐汽船株式会社 TEL:08512-2-1122

★タクシーの割引について

障がい者手帳をお持ちの場合には、障がい者手帳を運転手へ提示されると、料金が10%割引になります。

- お問い合わせ先 鏡谷タクシー TEL:08514-7-8321 原タクシー TEL:08514-6-0056

★その他の割引について

飛行機、電車、バスなど公共交通機関や町外のタクシー等移動等の割引だけでなく、美術館や映画館なども割引の対象になることがあります。

詳細につきましては、各交通機関、各施設にお問い合わせください。

* 除雪作業へのご協力をお願いします *

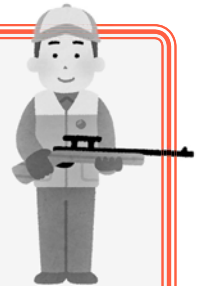
今年も降雪シーズンを迎えました。国道・県道及び町道の除雪作業にあたりましては、下記のように対応してまいりますのでご協力をお願いします。

- 除雪期間：令和元年 11 月 1 日（金）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで
- 除雪作業は、積雪量が 15cm 程度から行います。
- 急坂路の危険箇所には凍結防止剤を配置しています。
凍結防止剤は、必要に応じて散布をしてください。
- 期間中、自動車等を路上に放置しないようお願いします。
- 住居の雪を道路上に搬出しないようお願いします。
- 除雪のため、田畑等に砂利等が落ちる可能性があります。ご了承ください。
- 竹や木に降り積もる雪で交通の障害になった場合は、
交通を確保するため、竹や木の枝を切り払いますのでご了承ください。
- 冬用タイヤの交換は、早めに行いましょう。



お問い合わせ先：島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部 7-9117
西ノ島町環境整備課 6-1748

狩猟期間が始まります



1. 狩猟期間

- JALしほね隠岐どうぜん地区本部が管理する牧野内：12月11日（水）～2月15日（土）
- 上記以外の狩猟可能場所：11月15日（金）～2月15日（土）

2. 法による銃猟禁止区域等事項

狩猟が禁止されている場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護区（焼火山南側） ・ 公道（私道でない道路全般・赤道も含む） ・ 公園法の特別保護地区 ・ 社寺境内、墓地など
銃猟が禁止されている場所等 （狩猟禁止場所に右記を追加）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地又は、人家、人の集まる場所 ・ 人畜、建物、自動車、船舶等に弾丸が到達するおそれのある方向での発砲
銃猟の時間規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日没後から日の出前までの銃猟は禁止（日没後から日の出前までの時刻は、実際に日光の明暗ではなく、暦による日没・日の出の時刻とされています）

3. 土地所有者の承諾

垣・柵等で囲まれた土地、作物のある土地で狩猟をする場合は、土地所有者（占有者）の承諾を得ることが必要です。

4. ハンターの皆様へ ※要注意※

冬季は、山林や畑で仕事をしている方がたくさんいますので、ハンターの皆様は、くれぐれも事故が無いように安全確認を徹底して頂くようお願いします。また、法令やマナーの遵守も重ねてお願いします。

5. 住民の皆様へ

ハイキングや畑仕事等で入山する際には目立つ色の服を着用し、携帯ラジオをかけるなど、自分の存在をハンターにアピールしてください。狩猟している場所へ遊びで近づかないよう、よろしくお願いします。